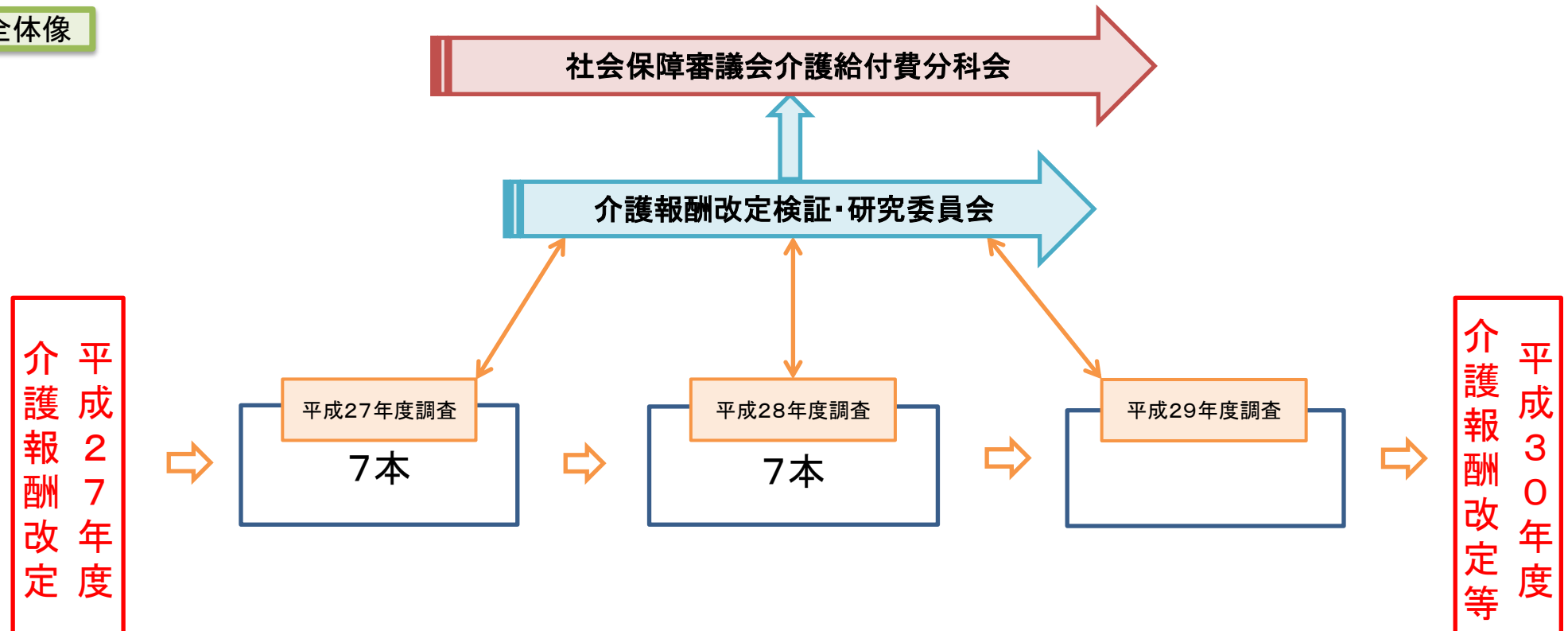


介護報酬改定検証・研究委員会について(平成27年度～平成29年度)【全体像】～各年度調査数～

目的

平成30年度の介護報酬改定に向けて、平成27年度の介護報酬改定の効果の検証や「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項に関する実態調査等を行うことを目的として、社会保障審議会介護給付費分科会に介護報酬改定検証・研究委員会を設置する。

全体像



◆ 平成27年度介護報酬改定を踏まえた今後の課題

○ 平成27年度介護報酬改定の効果検証や、介護給付費分科会で取りまとめられた「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項等を踏まえ、今後の課題を整理する。

「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告」 に示された今後の課題(抄)

- 次回の介護報酬改定においては、介護保険制度の持続可能性という視点とともに、質の高い介護サービスの安定的な供給とそれを支える介護人材の確保、医療と介護の連携・機能分担、更なる効果的・効率的なサービス提供を推進するための報酬体系の見直し、報酬体系の簡素化など、介護サービスのあるべき方向性も踏まえた検討を行うとともに、診療報酬との同時改定も見据えた対応が必要であり、例えば以下のような課題が考えられる。
- 通所リハビリテーションや通所介護、認知症対応型通所介護などの居宅サービスについては、それらの共通の機能とともに、それぞれのサービスに特徴的な機能(例えばリハビリテーション、機能訓練、認知症ケアなど)の明確化等により、一体的・総合的な機能分類や評価体系となるよう引き続き検討する。
また、その際には、現行の事業所単位でのサービス提供に加えて、例えば地域単位でのサービス提供の視点も含め、事業所間の連携の進め方やサービスの一体的・総合的な提供の在り方についても検討する。
- 介護保険制度におけるサービスの質については、統一的な視点で、定期的に、利用者の状態把握を行い、状態の維持・改善を図れたかどうか評価することが必要である。このため、介護支援専門員による利用者のアセスメント様式の統一に向けた検討を進めるとともに、ケアマネジメントに基づき、各サービス提供主体で把握すべきアセスメント項目、その評価手法及び評価のためのデータ収集の方策等の確立に向けた取組を行う。
- 今後の診療報酬との同時改定を念頭に、特に医療保険との連携が必要な事項については、サービスの適切な実態把握を行い、効果的・効率的なサービス提供の在り方を検討する。
- 介護事業経営実態調査については、これまでの審議における意見(例えば調査対象期間など)も踏まえ、次期介護報酬改定に向けてより有効に活用される、引き続き調査設計や集計方法を検討する。

検討必要分野

【横断的事項】

- 介護サービスの質の評価
- ケアマネジメントの質的改善
- 中重度高齢者・認知症高齢者への対応

【居宅系】

- 機能訓練・リハビリテーション等の機能分類・評価体系の在り方
- 地域の実情を踏まえた訪問系・通所系サービスにおける一体的・総合的な提供や評価の在り方

【施設系】

- 介護保険施設等における医療提供の在り方

【その他の事項】

- 経営実態
- 介護職員の処遇改善

地域包括ケアシステムの構築の推進

◆ 平成27年度介護報酬改定検証・研究委員会における調査の実施について

- 平成27年度介護報酬改定の効果検証や、介護給付費分科会で取りまとめられた「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項等を踏まえ、今後の課題を整理する。

具体的な課題

- 介護サービスの質の向上に向けて、具体的な評価手法の確立を図る。また、利用者の状態等を維持・改善する取組を促すための評価の在り方について検討する。
- ケアプランやケアマネジメントに係る評価・検証の手法について、実態を適切に把握するとともに、必要な見直しを検討する。
- 中重度や認知症の高齢者にふさわしいサービスを適時・適切に提供するため、引き続き、各種調査において研究等を進める。
- 介護保険施設等における機能訓練及びリハビリテーションに係る実態を適切に把握するとともに、要介護者の生活機能の維持改善に資するよう、必要な見直しを検討する。
- 地域密着型サービスについて、利用者の医療ニーズへの対応の強化等により、在宅生活を支援するためのサービスの充実が図られているか等の観点から、必要な見直しを検討する。
- 中山間地域等における各種加算等の評価の在り方について検討するため、中山間地域等以外の実態の把握とともに、自治体独自の取組等を通じた介護報酬以外の支援の在り方についても検討する。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けたより効果的・効率的なサービス提供の在り方について検討する。
- 介護事業所、介護保険施設等の利用者への医療提供の在り方について、診療報酬との同時改定を念頭に、医療保険との関係にも留意しながら、適切に実態把握を行うとともに、必要な見直しを検討する。
- 介護事業経営実態調査については、調査設計や集計方法などを検討する。
- 介護職員の処遇改善の状況について適切に把握する。
(※これらの検討の場は、介護事業経営調査委員会を想定)

調査項目(平成27年度～)

※ 平成28年度以降についても、必要に応じて適宜追加等を行う。

効果検証

- (1) 地域密着型サービス(定期巡回・随時対応、(看護)小規模多機能型居宅介護等)の実施状況
市町村ごとの整備状況、要介護度や認知症自立度などの利用者とサービス内容等についての実態調査。
- (2) 通所系サービス等における機能訓練及びリハビリテーションの提供状況
通所系サービス等における地域のリハビリテーションの在り方について、具体的な取組等についての実態調査、また、個別機能訓練加算等の算定状況、職種別の訓練の実施方法、内容、効果等についての実態調査。
- (3) 介護保険施設等における利用者の医療ニーズへの対応の在り方について
医療ニーズの高い介護保険施設等の利用者に対する適切な医療サービス提供の在り方についての調査及び検討。
- (4) 居宅介護支援等におけるケアマネジメント等の実施状況
居宅介護支援事業所等並びに当該事業所に従事する介護支援専門員等の業務実態についての実態調査。

調査研究

- (1) 介護保険サービスにおける認知症高齢者へのサービスの提供状況
各種介護保険サービスを受けている認知症高齢者の状態を含め、認知症高齢者への介護サービスの提供状況について横断的に、その担い手や認知症医療との連携等に関する調査及び検討。
- (2) 介護保険サービスにおける質の評価の在り方について
介護保険サービスにおける質の評価については、統一的な視点で、定期的に、利用者の状態把握を行うことが必要であるため、介護支援専門員による利用者のアセスメントを活用しつつ、そのためのデータ項目選定及びデータ収集の仕組みづくり等に向けて引き続き検討。

※ 上記の調査項目に基づいて、今後、具体的な調査項目を検討。
また、上記のほかにも、老人保健健康増進等事業等を活用。